船橋市一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、幼稚園及び認定こども園（以下「幼稚園等」という。）の教育時間の前後、土日祝日等の休日、夏季休業等の長期休業日において、幼稚園等在園児の一時預かり事業（以下「事業」という。）を実施することで、安心して子育てが出来る環境を整備するとともに、一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）を実施する幼稚園等に補助金を支出することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　幼稚園　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第４条第１項第３号の規定による認可を受けた幼稚園をいう。

⑵　認定こども園　就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第３条第１項又は第３項の規定による認定を受けた認定こども園及び同法第１７条第１項の規定による認可を受けた認定こども園をいう。

（事業主体）

第３条　事業の実施主体は、幼稚園等を設置している者（以下「幼稚園等設置者」という。）であって、市長が承認したもの（以下「事業実施者」という。）とする。

（事業の内容）

第４条　事業の内容は、次のとおりとする。

⑴　通常の教育時間の前後における預かり

⑵　長期休業日（春季、夏季及び冬季休業日）における預かり

⑶　休日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日等）における預かり

（事業の申請及び廃止の手続き）

第５条　第３条の承認を受けようとする幼稚園等設置者は、船橋市一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）承認申請書（第１号様式）を事前に市長に提出するものとする。

２　市長は前項の船橋市一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）承認申請書を受理した場合は、内容を審査し、船橋市一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）承認通知書（第２号様式）又は船橋市一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）却下通知書（第３号様式）により、事業の承認又は却下をするものとする。

３　前項の規定により承認を受けた事業実施者が事業を廃止する場合には、船橋市一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）廃止届出書（第４号様式）を事前に市長に提出するものとする。

（対象児童）

第６条　事業の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、市内の幼稚園等に就園する児童であって、その保護者が第４条に規定する預かりを希望するものとする。ただし、認定こども園にあっては、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第

６５号）第１９条第１号に規定する児童に限る。

（実施日及び利用時間）

第７条　事業の実施日及び利用時間は、事業実施者が定めるものとする。

（保育室等）

第８条　事業実施者は、児童福祉法施行規則（昭和２３年厚生省令第１１号。以下「規則」という。）第３６条の３５第２号のイ及びホに定める設備基準を遵守しなければならない。

（職員）

第９条　事業実施者は、一時預かり事業の実施について（令和６年３月３０日付け５文科初第２５９２号・こ成保第１９１号）別紙一時預かり事業実施要綱４（２）④の規定に基づき職員の配置を行わなければならない。

（費用負担）

第１０条　事業を利用する保護者は、利用料として事業実施者が定める金額を事業実施者に納入しなければならない。

（補助金交付対象者）

第１１条　補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる一時預かりを実施し、かつ、その内容を幼稚園等を利用する保護者（以下「幼稚園等利用保護者」という。）に文書等で周知している事業実施者とする。

⑴　一時預かりを年間の開園日の半分以上（概ね週３日程度）の日数において、実施すること。

⑵　平日における一時預かり時間が４時間以上又は教育時間と一時預かり時間の合計が８時間以上であること。

２　前項の事業実施者は、船橋市一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）年間計画書（第５号様式）を市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。

（補助金の種類等）

第１２条　補助金の種類等は、別表に掲げるとおりとする。

（補助金の申請）

第１３条　補助金の交付を受けようとする事業実施者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる期日までに、船橋市一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）補助金交付申請書（第６号様式）に船橋市一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）補助金額計算表（第７号様式）を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

⑴　４、５、６月分　７月１５日まで

⑵　７、８、９月分　１０月１５日まで

⑶　１０、１１、１２月分　１月１５日まで

⑷　１、２、３月分　３月３１日まで

２　前項の規定にかかわらず、別表７．障害児加算の補助金の交付を受けようとする申請者は、前項に規定するものに加えて、別表７．障害児加算の項補助基準の欄に規定する児童であることを確認できる書類を提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第１４条　市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を船橋市一時預かり事業（幼稚園型Ｉ）補助金交付可否決定通知書（第８号様式）により、申請者に通知する。

（交付の時期）

第１５条　第１３条の規定による申請に係る補助金については、前条に規定する交付決定後に交付するものとする。

（交付決定の取消等）

第１６条　偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた事業実施者があるときは、市長は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

（関係書類の整備）

第１７条　第１４条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者は、事業に係る収支を記載した帳簿を備え、当該収支についての証拠書類を整理し、補助金の額の決定の日の属する年度の終了後、５年間保管しておかなければならない。

（補則）

第１８条　ここに定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年９月６日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正前の船橋市一時預かり事業（幼稚園型）実施要綱に定める様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附　則

この要綱は、令和元年１０月２４日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和２年８月２６日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　改正前の船橋市一時預かり事業（幼稚園型）実施要綱に定める様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正前の船橋市一時預かり事業（幼稚園型）実施要綱に定める様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年３月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年６月１２日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

別表

補助金の種類	補助基準	補助単価（額）
１．基本分	⑴　平日における預かり 　平日において教育時間の前後に４時間以上又は教育時間と一時預かり時間の合計が８時間以上の預かりの体制が整っていること。 ⑵　長期休業日における預かり 　夏季休業等の長期休業日において、８時間以上の預かりの体制が整っていること。	①　基本単価（児童一人あたり日額） 年間延べ利用児童数２，０００人以上 ア　平日　４４０円 イ　長期休業日（８時間未満）　４４０円 ウ　長期休業日（８時間以上）　８８０円 ②　小規模単価（児童一人あたり日額） 年間延べ利用児童数２，０００人未満 ア　平日　１６０万円÷年間延べ利用児童数－４００円（１０円未満切捨） イ　長期休業日（８時間未満）　４００円 ウ　長期休業日（８時間以上）　８００円 毎月の支払は、①に定める基本単価より算出した額とする。ただし、年間の実績が確定し、年間延べ利用児童数が２，０００人未満の幼稚園等については、②に定める小規模単価を適用し、基本単価との差額を事業終了後に精算する。
２．休日分	休日（土、日、国民の祝日等）において、８時間以上の預かりの体制が整っていること。	児童一人あたり（日額）　８００円
３．長時間加算	平日においては教育時間の前後に５時間以上又は教育時間と一時預かり時間の合計が９時間以上、休日においては９時間以上、長期休業日においては５時間以上の預かりをすること。	⑴　１．①ア及び１．②アについては、以下の加算を適用する。（児童一人あたり日額） ・預かり時間が５時間以上６時間未満（教育時間と併せて９時間以上１０時間未満）　１５０円 ・預かり時間が６時間以上７時間未満（教育時間と併せて１０時間以上１１時間未満）　３００円 ・預かり時間が７時間以上（教育時間と併せて１１時間以上）　４５０円 ⑵　１．①イ及び１．②イについては、以下の加算を適用する。（児童一人あたり日額） ・預かり時間が５時間以上６時間未満　１００円 ・預かり時間が６時間以上７時間未満　２００円 ・預かり時間が７時間以上　３００円 ⑶　１．①ウ、②ウ及び２．については、以下の加算を適用する。（児童一人あたり日額） ・預かり時間が９時間以上１０時間未満　１５０円 ・預かり時間が１０時間以上１１時間未満　３００円 ・預かり時間が１１時間以上　４５０円

４．長時間加算に対する市上乗せ分	開所日数及び開所時間について、次に掲げる事項をいずれも船橋市一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）年間計画書に記載し、かつ幼稚園等利用保護者に周知していること。 ①　年間の開所日において、９割以上（概ね週５日程度）一時預かりを実施し、１日の一時預かり時間が５時間以上又は教育時間と一時預かり時間の合計が９時間以上であること。 ②　夏季休業等の長期休業日において、年間２４日以上の一時預かりを実施し、１日の一時預かり時間が９時間以上であること。	児童一人あたり（日額）　　４４０円 　ただし、平日の預かり時間が５時間以上又は教育時間と一時預かり時間の合計が９時間以上及び長期休業日の預かり時間が９時間以上の児童のみ適用する。
５．基本分に対する市上乗せ分		１６０万円－基本分の年間総額 （長時間加算に対する市上乗せ分の補助基準を満たす園にあっては、２６０万円－基本分の年間総額） 　ただし、実施期間が１２月に満たない場合にあっては、１６０（２６０）万円に実施月数を１２で除した数を乗じて得た額（１０円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）から基本分の年間総額を控除した額を補助する。 　また、基本分の年間総額については、他自治体より船橋市外在住の児童の預かりに係る基本分補助を受けている場合は、本市による基本分と合算することとする。
６．保育体制充実加算	①　平日及び長期休業中の双方において、原則１１時間以上（平日については教育時間を含む）の預かりを実施していること。 ②　平日及び長期休業中の双方において、原則９時間以上（平日については教育時間を含む）の預かりを実施するとともに、休日において４０日以上の預かりを実施していること。 ③　年間延べ利用児童数が２，０００人超の施設であること。 ④　規則第３６条の３５第２号ロ及びハに基づき配置する者	Ⅰ．左記の①又は②の要件を満たした上で、③及び④の要件を満たす施設 年額２８９万２，４００円－（長時間加算に対する市上乗せ分＋基本分に対する市上乗せ分） Ⅱ．左記の①又は②の要件を満たした上で、③及び⑤の要件を満たす施設 年額１４４万６，２００円－（長時間加算に対する市上乗せ分＋基本分に対する市上乗せ分）

	（以下「教育・保育従事者」という。）をすべて保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とすること。また、当該教育・保育従事者の数は２名を下ることがないこと。 ⑤　教育・保育従事者の概ね２分の１以上を保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とすること。また、当該教育・保育従事者の数は２名を下ることがないこと。	
７．障害児加算	次に掲げる児童のうちいずれかに該当するものの利用があった場合において、当該児童の受け入れを行うために、第９条の規定に基づき必要となる教育・保育従事者数を超えて教育・保育従事者を配置していること。 ①　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和３９年法律第１３４号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象児（所得により手当の支給を停止されている場合を含む。） ②　身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた児童 ③　千葉県療育手帳制度実施要綱（昭和６２年千葉県要綱）の規定により療育手帳の交付を受けた児童 ④　児童福祉法に基づく障害児通所給付費等の支給等に関する規則（平成２４年船橋市規則第３０号）に基づき、障害児通所給付費等の支給決定を受けた児童 ⑤　船橋市発達支援児の保育観察の手続き等に関する要綱（令和５年９月１日）に基づき、心身の発達において支援を要する児童であると市長が判断した児童 ⑥　その他、前項目に準じる者として医師の診断等を受けた児童	特別な支援を要する児童一人あたり（日額） ４，０００円

・１（①ウ及び②ウを除く）、２の補助金の合計額は、年間１０，２２３，０００円を上限とする。
・１から７の補助金については、船橋市内在住の児童のみ対象とする。ただし、１．基本分の補助単価における①基本単価と②小規模単価を決定する上での年間延べ利用児童数および６．保育体制充実加算の補助基準における③年間延べ利用児童数には、市外在住者も含めることとする。
・１．基本分及び２．休日分の補助単価については、一時預かり時間が４時間（休日においては８時間未満）又は教育時間と一時預かり時間の合計が８時間に満たない児童についても適用する。ただし、一時預かり時間が１時間に満たない児童については補助の対象に含まないものとする。

第１号様式

船橋市一時預かり事業（幼稚園型Ｉ）承認申請書

年　　月　　日

船橋市長　あて

所在地
法人名
代表者名

船橋市一時預かり事業（幼稚園型Ｉ）実施要綱に規定する事業を実施したいので、同要綱第５条第１項の規定に基づき、事業実施の承認を申請します。

記

実施施設の名称	
所在地	船橋市
事業開始時期	年　　月　　日
実施場所	別添図面のとおり

第２号様式

第　　号

年　　月　　日

船橋市一時預かり事業（幼稚園型Ｉ）承認通知書

所在地

法人名

代表者名　　様

船橋市長

　　年　　月　　日付けにて申請のありました一時預かり事業（幼稚園型Ｉ）の実施について、船橋市一時預かり事業（幼稚園型Ｉ）実施要綱第５条第２項の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

実施施設の名称	
所在地	
事業開始時期	
実施場所	

第３号様式

第　　号

年　　月　　日

船橋市一時預かり事業（幼稚園型Ｉ）却下通知書

所在地

法人名

代表者名　　様

船橋市長

年　　月　　日付けにて申請のありました一時預かり事業（幼稚園型Ｉ）の実施について、船橋市一時預かり事業（幼稚園型Ｉ）実施要綱第５条第２項の規定に基づき、下記のとおり却下します。

記

実施施設の名称	
所在地	船橋市
却下理由	

第４号様式

船橋市一時預かり事業（幼稚園型Ｉ）廃止届出書

年　　月　　日

船橋市長　あて

所在地
法人名
代表者名

年　　月　　日付け　　第　　号により承認を受けました一時預かり事業（幼稚園型Ｉ）について、下記のとおり廃止したいので、船橋市一時預かり事業（幼稚園型Ｉ）実施要綱第５条第３項の規定に基づき、届け出します。

記

実施施設の名称	
所在地	船橋市
事業廃止時期	年　　月　　日

第5号様式

船橋市一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)年間計画書

＿＿＿年＿＿月＿＿＿日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿幼稚園

1．預かり保育事業について、他自治体から補助を受けている、もしくは受ける予定はありますか。

□⇒「有」の場合、該当の自治体はどちらになりますか。　・・・　□

開園日	正課の教育を行っている日
休日	土･日･国民の休日等の正課の教育を行っていない日(※振替休日も休日として集計する)
長期休業日	園則に定める長期休業期間(春季･夏季･冬季休業日)

2．一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)年間開所日数

	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月			計			年間計
区分	平日	休日	長期	平日	休日	長期	平日	休日	長期	平日	休日	長期	平日	休日	長期	平日	休日	長期	平日	休日	長期	平日	休日	長期	平日	休日	長期	平日	休日	長期	平日	休日	長期	平日	休日	長期	平日	休日	長期	
開園日数																																								
預かり保育																																								

3．長期休業期間

(1)春季休業①　　～　　月　　日
(2)夏季休業　　月　　日 ～　　月　　日
(3)冬季休業　　月　　日 ～　　月　　日
(4)春季休業②　　月　　日 ～

4．預かり保育を実施しない特定の休園日

(1)お盆休み　･･･ □無　□有 (　　月　　日 ～　　月　　日)
(2)年末年始　･･･　　月　　日 ～　　月　　日
(3)その他、園則で定める休園日　･･･
□無　□有 (　　)

5．正課の教育時間

：　～　：　―①　＿＿＿

6．平日における預かり保育実施時間

早朝の預かり保育時間
：　～　：　―②　＿＿＿

②＋③(平日における預かり保育時間)
時間

教育時間後の預かり保育時間
：　～　：　―③　＿＿＿

①＋②＋③(平日における教育時間＋預かり保育時間の合計)
時間

7．長期休業日における預かり保育実施時間

預かり保育時間
：　～　：　―④　＿＿＿

④(長期休業日における預かり保育時間)
時間

8．休日における預かり保育実施時間

預かり保育時間
：　～　：　―⑤　＿＿＿

⑤(休日における預かり保育時間)
時間

9．今年度の年間延べ見込利用児童数が2000人を超えますか。　･･･　□ はい　□ いいえ

記入者

第６号様式

船橋市一時預かり事業（幼稚園型Ｉ）補助金交付申請書

年　　月　　日

船橋市長　あて

所在地
法人名
代表者名

　　年　　月分の船橋市一時預かり事業（幼稚園型Ｉ）補助金の交付を受けたいので、船橋市一時預かり事業（幼稚園型Ｉ）実施要綱第１３条第１項の規定に基づき、下記のとおり申請します。
　なお、本件申請にかかる児童については、市内在住していること及び在園していることが事実であることに相違ないことを申し添えます。

記

申　請　月　　年　　月

施　設　名

所　在　地

交付申請額　　円

添付書類　(1)
　　(2)
　　(3)
　　(4)
　　(5)

第7号様式

年度　　船橋市一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）補助金額計算表

月　　幼稚園

市補助適用の有無

補助類型			預かり時間	教育＋預かり時間	単価	人数		計	
平日	基本分		1時間以上		440円		名		円
	加算分	①	5以上 6時間未満	9以上 10時間未満	150円				
		②	6以上 7時間未満	10以上 11時間未満	300円				
		③	7時間以上	11時間以上	450円				
休業日	基本分		1時間以上		800円		名		円
	加算分	①	9以上 10時間未満		150円				
		②	10以上 11時間未満		300円				
		③	11時間以上		450円				
長期休業日	基本分	①	1以上 8時間未満		440円		名		円
	加算分	①	5以上 6時間未満		100円				
		②	6以上 7時間未満		200円				
		③	7以上 8時間未満		300円				
	基本分	②	8時間以上		880円		名		円
	加算分	①	9以上 10時間未満		150円				
		②	10以上 11時間未満		300円				
		③	11時間以上		450円				
市上乗せ分	（平日）5時間（又は9時間）以上の利用児童数 （長期休業日）9時間以上の利用児童数の合計				440円	0	名		円
障害児加算					4,000円		名		円
市外児					平日		名		名
					休業日				
					長期休業日				

※市上乗せ分及び障害児加算については、自動計算されます。
　また、市外在住の幼稚園在園児の一時預かり利用分については、補助対象に含まれないため、計上されません。

従事者		障害児	
従事者名	資格の有無	障害児氏名	利用日

補助額計

0　円

第８号様式

船橋市一時預かり事業（幼稚園型Ｉ）補助金交付可否決定通知書

年　　月　　日

様

船橋市長

年　　月　　日付けにて交付申請のありました　　年　　月分の船橋市一時預かり事業（幼稚園型Ｉ）補助金について、船橋市一時預かり事業（幼稚園型Ｉ）実施要綱第１４条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

１　交付します。　　交付決定額　　円

２　交付しません。
　　理由